工事請負契約書(案)

1 工 事 名 津第二地方合同庁舎の直流電源装置(蓄電池更新)の工事

2 工 事 場 所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎

3 工 期 自 契約締結日

至 令和6年12月31日

4 請 負 代 金 金〇,〇〇〇,〇〇〇円

(うち消費税〇〇〇, 〇〇〇円)

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官 三重労働局総務部長 東 尚史 と受注者 〇〇会社〇〇〇〇 〇〇 とは、おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項 によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 三重県津市島崎町327番2

氏 名 支出負担行為担当官

三重労働局総務部長 東 尚史

受 注 者 住 所 〇〇〇〇

商号又は名称 ○○会社○○○○

代表者氏名 〇〇 〇〇 〇〇

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に従い、これを履行しなければならない。
- 2 この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的 物を完成するために必要な一切の手段については、受注者の責任において定めるもの とする。
- 3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、発注者の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)を経由するものとする。この場合、監督職員に提出された日を持って、発注者に提出されたものとみなす。
- 第2条 契約保証金については、会計法第29条の9第1項及び予算決算及び会計令第 100条の3第3号の規定により、免除とする。
- 第3条 受注者は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による 承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第4条 受注者は、工事施工にあたり仕様書と工事現場の状態と一致しないとき、仕様 書に誤謬若しくは脱漏があるとき、又は地盤等に予期することができない状態が発見 されたときは、直ちに発注者に連絡し、その選択は発注者の定めるところによる。
- 第5条 受注者は、竣工後外面より明視することができない工事については、発注者又は監督職員立会いのうえ施工すること。
- 第6条 受注者は、材料又は構造、仕様書がこの工事の施工に適合しないと認められた場合において、発注者がその改善を請求したときは、これに従わなければならない。 ただし、このため請負代金額を増加し、又は工期を延長することはできない。
- 第7条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に対して書面による通知により 工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し又は打ち切ることができる。この場合 において、契約の期間変更をする必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこ れを定める。
- 2 前項の場合において、請負代金額の変更をする必要が生じたときは、受注者の提出 した工事見積書及び仕様書等に基づいてこれを算出し、これによりがたいときは、発 注者において適当と認めるところより、これを定める。

- 第8条 受注者は、この契約の履行に関し、監督職員の指揮監督に従い、工事現場に常 駐し、その運営、取り締まりを行う。受注者自らがしがたい場合は、工事に熟練した 代理人を配置しなければならない。
- 第9条 受注者は、天候不良等その責に帰することができない理由、その他の正当な理由により工期内に工事が完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により、工期の延長を求めることができる。この場合は、発注者は、その請求を正当と認めたときは、これを許可し第11条の損害を免除することができる。
- 2 前項の場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。
- 第10条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その 他工事に施工に関して生じた損害は、受注者が負担する。ただし、その損害のうち発 注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 第11条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期相当期間後、相当の期間内に完成する見込みがあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額につき、延滞日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- 第12条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 その責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を 完成する見込みがないと明らかに認められるとき
 - 二 正当な理由がなく、工事に着手すべき時期が過ぎても工事に着工しないとき
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約目的を達することができないと認められるとき
 - 四 この契約の解除を申し出たとき
 - 五 工事の検査監督に際して、係官の職務執行を妨げ、又は詐偽その他不正の行為 があると認められたとき

- 第13条 発注者は、前条の規定により契約を解除したとき、及び第7条第1項の場合により工事を打ち切るときは、工事の出来高部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けて出来高部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。
- 第14条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査職員」という。) は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に、受注 者の立会いのうえ工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、直ちに当該工事目的物の 引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなす。
- 5 発注者又は検査職員は、第2項の検査にあたり、必要があると認めるときは、工事 目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び 復旧に要する費用は受注者の負担とする。
- 第15条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、官署支出官 三重労働局長 (以下「支出官」という。) に請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 支出官は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して40 日以内に当該請求額を支払わなければならない。
- 第16条 支出官は自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、その翌日から支払いをする日までの日数に応じて当該未払金額に対し財務大臣が 決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。
- 第17条 発注者は、第14条第2項に規定する検査に合格した納入後において、当該納入が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った日から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を受注者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、発注者は、受注者に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - 一 発注者の選択に従い、発注者の指定した期限内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

- 二 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 発注者は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においても第2項を適用するものとする。
- 第18条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部 又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が 法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁 止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止 法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第 2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、 同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18 項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったと き
 - 二 受注者又は受注者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
 - 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚 偽があったことが判明したとき
 - 四 受注者又はその役員若しくは使用人が厚生労働省の所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき
 - 五 第3号の規定による報告を行わなかったとき
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第 18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の 写しを甲に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 第19条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、 発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、

変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は 同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合 に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2 第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ る課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2 第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った とき
- 四 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は 独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき
- 五 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 第20条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第21条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している とき
- 第22条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 第23条 受注者は、前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に わたっても該当しないことを確約しなければならない。
- 2 受注者は、前条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再受託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。 以下同じ。)としないことを確約しなければならない。
- 第24条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したとき は、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させ るようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若 しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に 反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除 させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 第25条 発注者は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を 解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償す ることは要しない。
- 2 受注者は、発注者が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約 を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するもの とする。

- 第26条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- 第27条 受注者は受注者又はその役員若しくは使用者が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。
- 第28条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)受注者又はその役員若しくは使用者が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき
 - (2)受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき
 - (3)受注者が、受注者又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを 報告しなかったことが判明したとき
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。
- 第29条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、 発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、 変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支 払わなければならない。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 第30条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが 協議して定める。